



平成23年8月18日

各 位

会 社 名 南 海 プ ラ イ ウ ッ ド 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 徹
(コード番号：7887 大証2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 門 長 松 浦 義 博
(TEL：087-825-3615)

和解による訴訟の解決及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社はミサワホーム株式会社との損害賠償請求訴訟につきまして、東京地方裁判所において係争中でありましたが、本件につきまして平成23年8月17日付けで和解が成立いたしましたのでお知らせいたします。

また、これに伴い特別損失が発生することになりましたので合わせてお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は当社製品についてミサワホーム株式会社より契約不履行として平成17年5月12日に損害賠償請求を提起され、さらに平成20年4月17日に2,430,834千円の拡張請求の申立てを受けておりました。

本件について当社としてはできるだけ早期に問題解決を図ることが合理的と考え、今般東京高等裁判所からの和解案の提示を受け入れることにしました。

2. 和解の内容

当社は、和解金としてミサワホーム株式会社に6億円の支払いを行う。

3. 業績への影響

本件の和解に伴い、平成24年3月期第2四半期において、和解金6億円を特別損失として計上する予定であります。また、本件による平成24年3月期の第2四半期及び通期の業績予想への影響につきましては、本日（平成23年8月18日）付けで公表しております「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、本件和解金の支払後も財務面で事業遂行に支障が生じることはありません。本件和解により、事業運営上の懸案が払拭されましたので、企業価値の持続的向上になお一層努めてまいります。

以上